

2022年度 介護保険事業者に対する実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

実地指導は、介護保険事業所に指導担当職員が訪問して書類確認とヒアリングを行い、事業所の運営について必要な指導や助言を行うことにより、介護保険事業所の適正な運営とサービスの質の確保を図るために実施するものです。

介護保険法に基づく介護保険サービスには、入浴・排泄・食事等の介護、支援を行う「訪問介護」、施設等に通り食事や機能訓練を受ける「通所介護」、その他「短期入所生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、利用者の心身の状況等を勘案して居宅サービス計画の作成や居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの在宅サービスがあります。

また、町田市民のみが利用できる「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの地域密着型サービスや「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などの施設サービスがあります。

在宅サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は都と区市町村にあり、地域密着型サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は区市町村にあります。

町田市では、介護保険法第23条に基づき町田市が指定権限を有する居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設に対して実地指導を実施しています。なお、その他の在宅サービス及び施設サービスについては都が指定権限を有するため、町田市では必要に応じて実地指導を実施しています。

また、実地指導の他に、指導の対象となる介護保険事業者を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的に実施しています。

2 2022年度の実地指導実施状況

2022年度の町田市の介護保険事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

(1) 居宅介護支援

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
106	14	7	14	122	13.2%	50.0%

(2) 介護予防支援

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
13	7	3	7	61	53.8%	42.9%

(3) 地域密着型サービス

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
119	23	15	23	272	19.3%	65.2%

(4) 町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
7	2	2	2	30	28.6%	100%

(5) その他

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
358	18	13	16	145	5.0%	72.2%

(6) 合計

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
603	64	40	62	630	10.6%	62.5%

3 主な文書指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。 ○ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ていない。 (市条例第6号第26条第3項、市条例第53号第35条第3項、都条例第111号第34条第3項、都施行要領第3の1の3(25)、居宅解釈通知第2の3(18)、密着解釈通知第2の4(26) 他)	14
<改善の際の注意点等> 利用者及び利用者の家族（の代表）から、個人情報使用の同意を文書により、得てください。利用者が独居であっても、緊急連絡先等として家族の名前・続柄・連絡先等の情報を共有している場合が多いので、忘れず同意を得てください。 また、代理人欄に家族の署名を得ただけでは、家族の個人情報の使用について同意を得たとは言い難いため、気を付けてください。	
◇ 特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成し、保存すること。 ○ 特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成していない。 (居宅報酬告示別表イ注7、留意事項通知第3の10) <改善の際の注意点等> 毎年度3月と9月に、直近6月間で特定事業所集中減算に該当するかどうかを確認してください。紹介率が80%を超える法人がない場合は、町田市への届出は不要ですが、届出書の作成と保管は必要です。指定の届出書を作成し、それを2年間保管してください。 届出書は以下からダウンロードできます。 トップページ>医療・福祉>介護保険>介護保険に関する事業者の方へ>居宅介護支援特定事業所集中減算	3

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 実施状況や評価について、利用者や家族に説明していない、結果を記録していない ○ 計画の実施状況や評価を、利用者またはその家族に説明していない。 ○ モニタリングの結果の記録が不十分。 (市条例第 6 号第 16 条第 15 号、市条例第 53 号第 59 条の 10 第 5 項、都条例第 111 号第 28 条第 4 項、都施行要領第 3 の 1 の 3(20)③、居宅解釈通知第 2 の 3(8)⑬⑭、密着解釈通知第 3 の 2 の 2 の 3(3)⑤ 他) <改善の際の注意点等> 計画の期間が終了した際などに、計画どおりにサービスが提供できたか、計画に位置付けた目標は達成できたか等の評価（モニタリングを実施）し、その結果を記録します。そして、モニタリングの結果を利用者またはその家族に説明してください。その説明は、次の計画の説明やアセスメントと合わせて実施してかまいません。説明したことも必ず記録に残してください。	1 1
◇ サービスを提供した際に、心身の状況その他必要事項を記録していない、不十分 ○ サービスを提供した際に、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない。 (市条例第 53 号第 20 条第 2 項、都条例第 111 号第 23 条第 2 項、都施行要領第 3 の 1 の 3(16)②、密着解釈通知第 3 の 1 の 4 (12) 他) <改善の際の注意点等> サービスを提供した際は、具体的なサービス内容や時間等を記録に残してください。具体的なサービス内容の記録が不十分だと、計画に位置付けたサービスを提供できているかがわかりません。 また、その日の利用者の体調や様子等、利用者の心身の状況も忘れずに記録してください。	4
◇アセスメントが不適切 ○ 計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない。 ○ アセスメントの結果を記録していない。 (市条例第 6 号第 16 条第 6 号、居宅解釈通知第 2 の 3(8)⑥、都条例第 111 号第 28 条第 1 項、都施行要領第 3 の 1 の 3(20)①、市条例第 53 号第 59 条の 10 第 1 項、密着解釈通知第 3 の 2 の 2 の 3(3)④他) <改善の際の注意点等> 計画を作成（変更）する際は、その都度アセスメントを実施してください。継続の際のアセスメントは、先に記載したモニタリングと合わせて実施することも考えられます。 また、アセスメントを実施した際は、実施日やアセスメント結果を記録に残してください。把握した内容が記録に残っていないと、なぜそのサービスを計画に位置付けたのかが不明確になってしまいます。	1 3

略称	正式名称
市条例第 6 号	町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年町田市条例第6号）
居宅解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
都条例第 111 号	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）
都施行要領	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 26 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号）
市条例第 53 号	町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 53 号）
密着解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004・老振発 0331004・老老発 0331017）
居宅報酬告示	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
留意事項通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）